

『吾妻鏡』（龍肅訳註、岩波文庫）

※「|| ||」は割書、（註…）及び振り仮名、赤字は引用者

卷二

治承五年 [1181] 二月

廿九日、丙午、鎮西に於て兵革有り、是肥後國の住人菊池九郎隆直、**豊後國**
住人緒方三郎惟能（註…惟栄）等、平家に反くの故なり、隆直に同意の輩は、
木原次郎盛實法師、南郷大宮司惟安、**惟能**に相具する者は、**大野六郎家基**、**高**
田次郎隆澄等なり、此外、長野太郎、山崎六郎、同次郎、野中次郎、合志太
郎並びに太郎資奉已下、六百余騎の精兵を率ゐて関を固め、海陸の往還を止
む、仍つて平家の方人原田大夫種直、九州の軍士二千騎を相催して、合戦を
遂ぐ。隆直等の郎従、多く以て疵を被ると云々、

卷三

寿永三年 [1183] 三月小

一日、庚寅、武衛（註…頼朝）下文を**鎮西九國の住人等**の中に遣はさる、平家
を追討す可きの趣なり、凡そ諸國の軍兵を召聚めらると雖も、彼國々、平氏
に與同せしむるに依り、未だ帰往し奉らざるの故なり、件の御下文に云ふ、

下す **鎮西九國の住人等**

早く鎌倉殿の御家人として、且は本の如く安堵し、且は各引率して、平
家の賊徒を追討す可き事、

右彼國の輩、皆悉く引率し、朝敵を追討す可きの由、院宣を奉（註…うけたまは）りて仰下す所なり、抑（註…そもそも）平家謀反の間、去年の追悼使、東海道は遠江守義定朝臣、北陸道は左馬頭義仲朝臣、鎌倉殿の御代官として、兩人上洛するの処なり、兼ねて又義仲朝臣、平家と和議の為、謀反の条不慮の次第なり、仍つて院宣の上に、私に勘当を加へ、彼の義仲を追討せしめ畢（註…おわ）んぬ。然れども、平家四國の辺に経廻せしめ、動（註…やや）もすれば近國の津泊に出で浮び、人民の物を奪ひ取り、狼唳絶えざる者なり、今に於ては、陸地と云ひ、海上と云ひ、官兵を遣はして、不日追討せしむ可きなり者、鎮西九國の住人等、且は本の如く安堵し、且は皆彼國の官兵等を引率して、宜しく承知し、不実勲功の賞を全くすべき矣、以て下す、

寿永三年三月一日

前右兵衛佐源朝臣

卷四

文治元年 [1185] 正月

十二日、丙申、参州（註…範頼）、周防國より赤間関に到り、平家を攻めんが為、其所より渡海せんと欲するの処、粮絶えて船無く、不慮の逗留数日に及ぶ、東國の輩、頗る退屈の意有り、多く本國を恋ふ、和田小太郎義盛の如きも、猶潜（註…ひそか）に鎌倉に帰参せんと擬す、何ぞ況や其外の族に於てをや、而るに**豊後國の住人白杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟栄**は、志（註…ここ

ろざし)源家に在るの由、兼ねて以て風聞するの間、船を彼の兄弟に召して、豊後國に渡り、博多の津に責め入る可きの旨、議定有り、仍つて今日、参州周防國に帰ると云々、

廿六日、庚戌、**惟隆**、**惟栄**等、参州の命を含み、八十二艘の兵船を献ず、亦周防國の住人宇佐那木上七遠隆、兵糧米を献ず、之に依りて参州纜(註…ともづな)を解き、豊後國に渡ると云々、

同 三月

廿四日、丁未、長門國赤間関壇浦の海上に於て源平相逢ひ、各三町を隔てて舟船を漕ぎ向ふ、平家五百余艘を三手に分け、山峨兵藤次秀遠、並びに松浦党等を以て大將軍と為し、源氏の将帥と挑戦す、午剋に及びて、平氏終(註…ついに)に敗傾す、一品禪尼寶劔を持し、按察局先帝二春秋八歳二を抱き奉り、共に以て海底に没す、建禮門院二藤重の御衣二、入水し給ふの処、渡部党源五馬允、熊手を以て之を取り奉る、按察局同じく存命す、但し先帝は終に浮かばしめ給はず、若宮二今上の兄二は御存命と云々、前中納言二教盛、門脇と号す二入水す、前参議(経盛)は戦場を出で、陸地に至りて出家し、立還りて又波底に沈む、新三位中将(資盛)、前少将有盛朝臣等同じく水に没す、前内府(宗盛)、右衛門督(清宗)等は、伊勢三郎能盛の為に生虜らる、其後軍士等、御船に乱入し、或者は賢所を開き奉らんと欲す、時に両眼忽ち暗れて神心惘然たり、平大納言(時忠)制止を加ふるの間、彼等退去し訖(註…

おわ) んぬ、(略)

廿九日、壬子、平氏追討の事、武衛申さるるに拠りて、軍旅の功を励ましめんが為、庁の御下文を、**豊後國の住人等**の中に下さる、是先日の事たりと雖も、彼の案文、今日関東に到来する所なり、

院庁下す **豊後國の住人(某)等**、

彌(註…いよいよ) 征伐を専らにし、勲功を遂げ、勤賞を期す可き事、右平家謀反の党類、四國辺の嶋に往反して、朝憲を蔑爾するの間、鎮西の辺民多く烏合の群に入りて、狼唳の企を致さしむ、而るに當國の軍兵等、堅く王法を守り兇醜に與せず、遂に数船を躰して官軍を迎取り、九國の輩を服従せしむ可きの由、其聞有り、殊に以て叡感あり、弥鋭兵を増し、彼の凶徒を討滅せしむ可きなり、各其勲功に随ひ、請に依りて賞賜有る可きなり、當國の大名等、宜しく承知し、違越せしむこと勿(註…なか)るべし者、仰する所件の如し、故に下す、

元曆二年二月二日

卷五

同 十月

十六日、乙丑、**豊後國の住人臼杵二郎惟隆**、**緒方二郎惟栄**等、去年合戦の間、宇佐宮の寶殿を破却し、神寶を押取る、之に依りて配流の官符を下さると雖も、去る四日、非常赦に逢ふと云々、

十一月

六日、乙酉、行家、義経大物濱に於て乗船の刻、疾風俄に起りて、逆浪船を覆すの間、慮外に渡海の儀を止め、伴類分散して、予州（註…義経）に相隨ふの輩は四人、所謂伊豆右衛門尉、堀弥太郎、武蔵坊弁慶並びに妾女〓字は静〓一人なり、今夜天王寺辺に一宿し、此所より逐電すと云々、今日、件の兩人を尋ね進ず可きの旨、院宣を諸國に下さると云々、